

許可手数料・期間

防府市手数料条例(令和2年10月1日)

区 分	許可の期間	単 位	金 額
1 はり紙	1 月以内	100枚	400円
2 立看板	1 月以内	1 枚	400円
3 広告幕	1 月以内	1 枚	600円
4 気球広告	1 月以内	1 個	1, 400円
5 電柱若しくは街灯柱を利用する 屋外広告物又は屋外広告物を掲 出する物件	1 年以内	1 枚又は1個	350円
6 1から5に掲げるもの以外の屋外 広告物又は屋外広告物を掲出す る物件	3年以内	1㎡未満 1枚、1個又は1基	300円
		1㎡以上2㎡未満 1枚、1個又は1基	600円
		2㎡以上5㎡未満 1枚、1個又は1基	1, 000円
		5㎡以上10㎡未満 1枚、1個又は1基	1, 550円
		10㎡以上20㎡未満 1枚、1個又は1基	2, 850円
		20㎡以上30㎡未満 1枚、1個又は1基	4, 700円
		30㎡以上 1枚、1個又は1基	1㎡増すごとに450円 を4, 700円に加算し た額

備考

- 1 1に掲げる屋外広告物の枚数が100枚未満であるとき又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、当該枚数及び端数を100枚として算定する。
- 2 4から6までに掲げる屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件がイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによるものであるときは、それぞれ該当手数料の金額に相当する額と当該手数料の金額に加算した金額とする。